

厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」に沿った登園（利用）基準をお知らせします。
 下記の基準に基づいて判断をしたいと思います。

(1) 発熱の場合

| 登園（利用）を控えるのが望ましい場合 | 保育が可能 ^な 場合 | 保護者への連絡が望ましい場合 |
|--|--|--|
| ☆発熱期間と同日の回復が必要 ・朝から 37.5℃を超えた熱とともに元気がなく機嫌が悪い。 ・食欲がなく朝食、水分が摂れていない。 ・24 時間以内に解熱剤を使用している。 ・24時間以内に38℃以上の熱が出ていた。 | ☆前日38℃を超える熱が出ていない ・熱が 37.5℃以下で元気があり、機嫌がよく顔色がよい。 ・食事や水分が摂れている。 ・発熱を伴う発疹が出ていない。 ・排尿や鼻水を認めるが、増悪していない。 ・24時間以内に38℃以上の熱は出ていない。 | ☆38℃以上の発熱がある（園では 37.5℃以上で連絡します） ・元気がなく機嫌が悪い。 ・咳で眠れず目覚める。 ・排尿回数がいつもより減っている。 ・熱性けいれんの既往児は医師の指示に従う。 |

(2) 下痢の場合

| 登園（利用）を控えるのが望ましい場合 | 保育が可能 ^な 場合 | 保護者への連絡が望ましい場合 |
|---|--|--|
| ・24 時間以内に 2 回以上の水様便がある ・食事や水分を摂ると下痢がある。（1 日に 4 回以上の下痢） ・下痢に伴い体温が平熱より高い ・朝に排尿がない。 ・機嫌が悪くぐったりしている | ・感染のおそれがないと診断された場合 ・24 時間以内に 2 回以上の水様便がない ・食事や水分を摂っても下痢がない ・発熱が伴わない ・排尿がある | ・食事や水分を摂ると刺激で下痢をする ・腹痛を伴う下痢がある ・水様便が 2 回以上みられる |

(3) 嘔吐の場合

| 登園（利用）を控えるのが望ましい場合 | 保育が可能 ^な 場合 | 保護者への連絡が望ましい場合 |
|--|--|---|
| ・24 時間以内に 2 回以上の嘔吐がある。 ・嘔吐に伴い、いつもより体温が高めである。 ・食欲がなく水分もほしがらない。 ・機嫌が悪く元気がない。 ・顔色が悪くぐったりしている。 | ・感染のおそれがないと診断されたとき。 ・24 時間以内に 2 回以上の嘔吐がない。 ・発熱がみられない。 ・水分摂取ができ食欲がある。 ・機嫌がよく元気である。 ・顔色が良い。 | ・咳を伴わない嘔吐がある。 ・元気がなく機嫌、顔色が悪い。 ・2 回以上の嘔吐があり水を飲んでも吐く。 ・吐き気がとまらない。 ・お腹を痛がる。 ・下痢を伴う。 |

保護者の皆様には、「登園基準」に基づき、感染防止の観点から「登園自粛」をお願いする場合があります。事前に「登園基準」をご確認ください、感染拡大防止へのご理解、ご協力をお願いします。